

定款第9条・21条（別表）

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人相浦福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、当法人の理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬など」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 当法人は、理事長、理事、監事及び評議員の報酬を、下記の通り定める。

理事長	月額	80,000円
理事	日額	3,100円
監事	日額	3,100円
評議員	日額	3,100円
評議員選任解任委員	日額	3,100円

- 2 理事長の報酬は、月額とする。
- 3 理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員の報酬は、開催会議日毎の日額とする。
- 4 支給方法は、原則として現金で支払う。
- 5 支給額については、所得税（乙欄適用）を控除した額とする。
- 6 出張及び交通費等の費用弁償については、当法人の費用弁償規程による。

（附 則）

この規程は、平成29年7月1日から適用する。

この規程は、令和4年1月1日から適用する。